

# 社会福祉法人クローバー 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人クローバーの役員、評議員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事並びに評議員、評議員選任・解任委員会委員をいう。

## (理事会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に、評議員が評議委員会に、評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会等出席報酬等	10,000円	3,000円

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議委員会に交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月の定時評議員会終了の時より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等(月額)	20,000円	3,000円	
理事業務報酬等(月額)	10,000円	3,000円	
監事監査指導報酬等(月額)	20,000円	3,000円	